

平成28年9月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ACアダプター（インターホン用）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うちACアダプター（インターホン用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うち電気ケトル1件、椅子1件、電気掃除機1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アイホン株式会社が製造したACアダプター（インターホン用）について （管理番号：A201600336）

①事故事象について

アイホン株式会社（法人番号：9180001021408）が製造したACアダプター（インターホン用）に接続されたモニターを焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、長期間の使用により、電圧制御用の電解コンデンサが経年劣化し過電流が生じて発熱し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）6月10日にウェブサイトへ情報を掲載するとともに、同年7月29日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び製品交換を実施しています。

③対象製品：機種・型式、販売期間、対象台数

| 機種・型式 | 販売期間 | 対象台数 |
|-----------------------------------|--------------|--------|
| PS-24N | 1986年1月 ～ | 19,614 |
| HA-PS1 ※販売元：日本電気ホームエレクトロニクス(株) | 1995年6月 | 250 |

2008年（平成20年）6月10日からリコール（無償点検・製品交換）を実施
回収率：19.6%（2016年9月7日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201600336）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2016年度 | 0 | — | 2012年度 | 0 | — |
| 2015年度 | 1 | 火災 | 2011年度 | 1 | 火災 |
| 2014年度 | 0 | — | 2010年度 | 2 | 火災 |
| 2013年度 | 0 | — | | | |

＜対象製品の外観及び確認方法＞
以下の図を御確認ください。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイホン株式会社

電話番号：0120-234-889

受付時間：9時～18時

ウェブサイト：<http://www.aiphone.co.jp/customer/20080610.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------------|--------|----------|------|--|----------|--|
| A201600336 | 平成28年9月13日 | 平成28年9月23日 | ACアダプター(インターホン用) | PS-24N | アイホン株式会社 | 火災 | 当該製品に接続されたモニターを焼損する火災が発生した。 当該事故の原因は、現在、調査中であるが、長期間の使用により、電圧制御用の電解コンデンサが経年劣化し過電流が生じて発熱し、出火に至ったものと考えられる。 | 福岡県 | 製造から25年以上経過した製品 平成20年6月10日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:19.6% |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|-----------------------|------|--|----------|---|
| A201600332 | 平成28年7月15日 | 平成28年9月21日 | 電気ケトル | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 滋賀県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年9月15日 |
| A201600333 | 平成28年9月8日 | 平成28年9月23日 | 椅子 | 重傷1名 | 当該製品を踏み台として使用したところ、転倒し、左手首を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | |
| A201600334 | 平成28年8月23日 | 平成28年9月23日 | 電気掃除機 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年9月8日 平成28年9月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A201600335 | 平成28年9月11日 | 平成28年9月23日 | 電気式浴室換気乾燥暖房機 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 茨城県 | 太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)に関する事故(A201600338)と同一 |
| A201600337 | 平成28年8月16日 | 平成28年9月23日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年9月16日 平成28年9月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A201600338 | 平成28年9月11日 | 平成28年9月23日 | 太陽電池モジュール(太陽光発電システム用) | 火災 | 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 茨城県 | 電気式浴室換気乾燥暖房機に関する事故(A201600335)と同一 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し